

第130期

報 告 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

Nikki

株式会社 **ニッキ**

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症の影響により、上半期に大きく減退し、その後、段階的な経済活動の再開等により一部では持ち直しの動きが見られたものの、足元では再度、感染者数が増加に転じるなど、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

また、世界経済も、ワクチンの普及や経済対策などにより景気回復の兆しが見られる一方で、感染再拡大の懸念に加え、長期化している米中対立の影響等のリスク要因もあり、先行きは一段と不透明感を増しております。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルスの感染症の拡大や、中国エンジンメーカーの開発ずれ込み等の影響等により、連結売上高は58億9千5百万円（前連結会計年度比21.7%減少）となりました。

損益につきましては、生産体制の見直しや採算性の改善効果等もあり、第3四半期以降は大きく改善したものの、売上高減少の影響等により、営業利益は2億2千4百万円（同64.9%減少）、経常利益は3億5千万円（同51.3%減少）となりました。また、保有資産の有効活用を図るための本社厚木工場の建替え・移設に伴う減損損失の計上や、有価証券売却益の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は2億5千6百万円（同47.7%減少）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

ガス機器事業は、中国市場向け製品の販売減少等により、売上高は23億7千7百万円（同26.8%減少）、営業損失は2億5千1百万円（前連結会計年度は1億9千4百万円の利益）となりました。

汎用機器事業は、主要マーケットである米国市場の販売減少等により、売上高は24億2千8百万円（同24.4%減少）となりましたが、生産体制の見直しや採算性の改善効果等もあり、営業利益は6千5百万円（同57.6%増加）となりました。

自動車機器事業は、フォークリフト向けキャブレターの販売増加等により、売上高は5億3千7百万円（同5.2%増加）、営業損失は8百万円（前連結会計年度は2千7百万円の損失）となりました。

不動産賃貸事業は売上高5億5千1百万円（同0.5%減少）、営業利益は4億1千8百万円（同2.8%減少）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループ（当社及び一部の連結子会社）では、長期的に成長が期待できる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。

当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は7億8千5百万円であります。

ガス機器事業においては、新機種開発、受託実験及び生産合理化等のための設備・装置に5億4千2百万円の設備投資を行っております。

汎用機器事業においては、金型更新及び海外子会社における新機種対応等に2億1千万円の設備投資を行っております。

自動車機器事業においては、ダイカスト関連設備及び生産合理化等に1千万円の設備投資を行っております。

不動産賃貸事業においては、2千2百万円の設備更新の投資を行っております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 127 期 (2018年) (3月期)	第 128 期 (2019年) (3月期)	第 129 期 (2020年) (3月期)	第 130 期 当連結会計年度 (2021年) (3月期)
売 上 高(千円)	9,185,467	7,867,447	7,526,505	5,895,873
経 常 利 益(千円)	892,538	976,545	718,923	350,419
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	657,229	801,989	491,572	256,977
1株当たり当期純利益	350円69銭	426円61銭	260円14銭	135円27銭
総 資 産(千円)	13,193,680	13,479,096	13,056,709	13,347,813

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第127期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第128期の期首から適用しており、第127期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
瀋陽日新気化器有限公司	3,000千米ドル	100%	ガス機器及び汎用機器事業
NIKKI AMERICA, INC.	4,300千米ドル	100%	汎用機器事業
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	6,230千米ドル	70%	汎用機器事業
ニッキ・テクノ株式会社	10,000千円	100%	自動車機器事業
株式会社ニッキ ソルテック サービス	30,000千円	100%	ガス機器及び自動車機器事業
NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITED	400,000千円(米ドル)	100%	汎用機器及び自動車機器事業
NIKKI (THAILAND) CO., LTD.	50,000千円(米ドル)	90%	ガス機器事業

(注) 1. NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの出資比率70%はNIKKI AMERICA, INC.による間接所有であります。

2. NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITEDの出資比率のうち6.25%は株式会社ニッキ ソルテック サービスによる間接所有であります。

3. (注) 1 及び 2 以外の上記子会社の各出資比率は、全て直接所有であります。

(4) 対処すべき課題

- ① 新型コロナウイルス感染拡大による業績への負の影響を最小限に食い止めるため、徹底した経費削減を図るとともに、生産性の向上や生産拠点の最適化をより一層進めトータルコストを圧縮し、収益性の改善・向上に確実につなげてまいります。
- ② 現在、自動車業界は100年に一度と言われる大変革期を迎え、その変化への対応が強く求められております。

このような状況の下で、当社グループは、この大きな外部環境の変化に適切に対応するとともに、その変化を大きなチャンスとして捉え、現状をブレイクスルーして「成長軌道への転換」を実現するため、既存事業の磨き上げ・更なる強化に加え、新規市場・新規事業への進出に積極的に対応してまいります。

<重点施策>

- 1) 既存差別化戦略の更なる展開（既存事業の磨き上げ）
当社の差別化戦略のコアとなるガス機器事業（大型天然ガス自動車システム）での更なるシェアアップを実現するため、成長性の高い中国市場・インド市場を重点市場として位置付け、従来以上により積極的な対応を図ります。
- 2) 新たな事業戦略の展開（新規市場・新規事業への進出）
 1. 当社の持つ高度な制御システムのノウハウを活用し、新たな電動系ビジネスへの展開を図ります。
 2. 新たに認証取得した自動車向け機能安全国際規格であるISO26262：2011を活用し新規事業への参入・進出を図ります。
 3. 安定的・継続的な売上規模の見込めるメジャー市場対応商品・技術の開発を推進します。
- 3) その他
顧客ニーズの多様化・高度化への対応を強化するために、製品開発手法の拡充・多様化（自社製品＋他社製品の組み合わせ）やファブレス化（開発・設計＋製造は外注化）等についても検討を進め異業種も含めた提携の強化・連携の強化を図ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、ガス機器事業、汎用機器事業、自動車機器事業及び不動産賃貸事業を行っております。その主な内容は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	主要な事業内容
ガス機器事業	ECU(電子制御装置)、インジェクター及び噴射システム機器類、ミキサ、ペーパーライザ、レギュレータ等の製造及び販売
汎用機器事業	汎用気化器(農業用・産業用)、船舶用気化器、二輪及び汎用噴射システム機器類等の製造及び販売
自動車機器事業	スロットルボディ、気化器、アクセルワイヤユニット、アクチュエータ等の製造及び販売
不動産賃貸事業	当社所有不動産の賃貸

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	神奈川県厚木市
厚木工場	神奈川県厚木市
シカゴ出張所	アメリカ合衆国ウィスコンシン州フランクリン

② 子会社

会社名	所在地
瀋陽日新気化器有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市
NIKKI AMERICA, INC.	アメリカ合衆国ウィスコンシン州フランクリン
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	アメリカ合衆国アラバマ州オーバン市
ニッキ・テクノ株式会社	神奈川県厚木市
株式会社ニッキ ソルテック サービス	神奈川県厚木市
NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITED	インド共和国タミル・ナードゥ州
NIKKI (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国ナコーンパトム県

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ガス機器事業	120名	31名減
汎用機器事業	272名	10名減
自動車機器事業	96名	8名増
不動産賃貸事業	—	—
全社 (共通)	61名	3名増
合計	549名	30名減

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
213名	10名減	44.3歳	18.7年

(注) 使用人数には、アルバイト及びパートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	780百万円
株式会社りそな銀行	680
株式会社商工組合中央金庫	530
株式会社神奈川銀行	310
株式会社三菱UFJ銀行	150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,000,000株 |
| ③ 株主数 | 968名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	427,000株	22.44%
WESTERN GATE GROUP LTD	98,900	5.20
DEUTSCHE BANK AG,SINGAPORE A/C CLIENTS(TREATY)	90,400	4.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	89,100	4.68
谷 電 機 工 業 株 式 会 社	80,400	4.23
株 式 会 社 横 浜 銀 行	80,000	4.20
光 陽 投 資 有 限 公 司	80,000	4.20
株 式 会 社 富 士 精 機 製 作 所	61,200	3.22
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	52,000	2.73
株 式 会 社 り そ な 銀 行	50,000	2.63

(注) 持株比率は自己株式 (97,336株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として取締役へ交付した株式の合計
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。
 ・ 取締役へ交付した株式の合計

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	10,000株	6名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	和田 孝	NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS,LLC取締役会長 瀋陽日新気化器有限公司董事長
常務取締役	田中 宣夫	総務部長、 経営企画室長、関係会社室長
取締役	守屋 元治	品質保証部長、 統合マネジメントシステム室長
取締役	尾見 雅明	技術開発部長
取締役	遠藤 健一	製造部長、生産管理部長 生産技術部、NPS推進室管掌
取締役	五十嵐 清孝	購買部長 営業部管掌
取締役	松村 隆	公認会計士 松村公認会計士事務所代表 興亜監査法人代表社員 株式会社万世社外監査役
取締役	篠田 憲明	弁護士 三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社赤玉社外取締役
監査役（常勤）	西中 新一	
監査役	染野 光宏	公認会計士 染野公認会計士事務所代表 株式会社サントラスト社外監査役
監査役	夏目 岳彦	公認会計士 ミネルヴァインサイト合同会社代表社員 夏目公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役松村隆氏及び篠田憲明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役染野光宏氏及び夏目岳彦氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役染野光宏氏及び夏目岳彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役松村隆氏及び篠田憲明氏、監査役染野光宏氏及び夏目岳彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91 (7)	72 (7)	0 (-)	19 (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15 (4)	15 (4)	- (-)	- (-)	4 (2)

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には2020年6月29日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、当社は2018年6月28日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、重任する取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)に対し、退任時に役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給をすることと決議いただいております。その支給予定金額は、取締役5名で152百万円となっております。なお、当該金額は、未払金としてすでに計上済みとなっております。
4. 業績連動報酬として各事業年度の連結売上高及び連結営業利益を基礎とした一定の算出方法により決定された額を、基本報酬とともに毎月支給しております。当該業績指標を選定した理由は、当社及び当社グループの経営上の重要な指標であるからであり、業績連動報酬の額の決定方法は一定の算定方法により決定しております。なお、当事業年度の業績連動報酬に係る指標は、2019年度の連結売上高7,526百万円及び連結営業利益639百万円並びに2018年度の連結売上高7,867百万円及び連結営業利益782百万円であります。

2) 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役の基本報酬(金銭報酬)は、月例の固定報酬とし、各人の職位、職責、在任年数及び当社の状況等をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益を基礎とした一定の算出方法により決定された額を、基本報酬とともに毎月支給するものとしております。

3) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものとしております。交付する株式報酬の内容は、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれるものとしております。制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するための譲渡制限期間は30年間とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものとしております。ただし、対象取締役が、当社の取締役の地位から死亡または任期満了その他の正当な理由により退任した場合には当該退任の直後の時点をもって、在籍年数に応じて譲渡制限を解除いたします。本制度により交付する株式の総数は、対象取締役に対して年15,000株・年額50百万円以内とし、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲等を勘案し、毎年、一定の時期に在籍取締役に交付するものとしております。当該株式報酬の交付状況は2.会社の現況に記載のとおりであります。

4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1982年6月30日開催の第91期定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名）です。またそれとは別枠で、2018年6月28日開催の第127期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬限度額を年額50百万円以内、株式数の上限を15,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、その内容について2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

2. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成するものとし、その支給割合については、基本報酬を中心に置きつつ業績連動報酬や非金銭報酬がインセンティブ報酬として機能するよう、各取締役の職位・職務の内容及び当社の状況等も勘案し、適切に決定するものとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率（％）の目安は、報酬合計を100％とした場合、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝70％：15％：15％としております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額の決定であります。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役も含め、決定までのプロセスを確認し、意見交換を行うものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、意見交換で得た内容等を踏まえ決定するものとしております。なお、株式報酬については、取締役会で対象取締役の個人別の割当株式数を決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年2月24日開催の取締役会にて代表取締役社長和田孝に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議を行っております。その権限の内容等は上記5) 3に記載のとおりであります。これらの権限を委任した理由は、当社の取締役の多くが、業務執行取締役であることから、当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには取締役会における合議による審議・決定よりも業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適していると考えられるためであります。なお、代表取締役の権限が適切に行使されるよう上記5) 3に記載の措置を講じており、当該手続きを経て取締役会にて取締役の個人別の報酬額を決議しております。

7) 監査役の報酬

監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しており、基本報酬（固定報酬）で構成されます。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

上記③のほか、2020年6月29日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役 2名に対し10百万円
- ・ 監査役 1名に対し11百万円

(上記金額は、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金繰入額21百万円であります。)

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況・兼職先との関係

松村隆氏は、松村公認会計士事務所代表及び興亜監査法人代表社員を兼務しております。なお、当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。

篠田憲明氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社と同事務所の間には特別の利害関係はありません。

染野光宏氏は、染野公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と同事務所の間には特別の利害関係はありません。

夏目岳彦氏は、ミネルヴァインサイト合同会社代表社員及び夏目公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員との兼職状況・兼職先との関係

松村隆氏は、株式会社万世の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

篠田憲明氏は、株式会社赤玉の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

染野光宏氏は、株式会社サントラストの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 松村 隆	12回	100%	一回	—%
取締役 篠田 憲明	10	100	—	—
監査役 染野 光宏	12	100	15	100
監査役 夏目 岳彦	12	100	15	100

松村隆氏は、必要に応じて、主に公認会計士として専門的見地から、経営の監督とチェック機能を果たすことが期待されており、期待のとおり遂行していただいております。

篠田憲明氏は、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、幅広い見識で経営の監督とチェック機能を果たすことが期待されており、期待のとおり遂行していただいております。

染野光宏氏及び夏目岳彦氏は、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

篠田憲明氏は、2020年6月29日開催の第129期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,212千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,212千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人報酬について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の対比、監査日数及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査計画日数及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

- ⑦ 当社の重要な子会社であります瀋陽日新気化器有限公司、NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS,LLC及びNIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITEDにつきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
役員規定及び役員行動規範の遵守を周知徹底し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1) 取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係わる文書及び情報については、役員規定、文書管理規程及び、情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存・管理する。
2) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) リスクマネジメント規程に基づき、業務執行に係わる各種のリスクを適切に洗い出し、リスクの分析評価を行うと共に、重大な損失をおよぼすおそれのあるリスクについては、適切な処置を行う。
また、当社及び子会社においては、定期的な内部監査の実施により、リスク管理に係わる整備・運用状況を監査し、その結果について、内部統制委員会でマネジメントレビューを行う。
2) リスクその他重要事実に応じた有事の際の、迅速且つ適切な情報伝達と開示体制を整備する。
- ④ 当社取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、社長以下取締役、監査役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程に基づいて、それぞれ各部門担当役員の責任の下、実施する。

- 3) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 1. 取締役、社員が共有する全社的なビジョンと目標を定め、この浸透を図ると共に、経営の羅針盤として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 2. 各部門担当役員は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の目標と具体的な施策を定めた年度業務計画を策定する。
 3. 年度業務計画の実績は、毎月全取締役が出席する業績ヒヤリング会議にて報告され、目標達成状況のレビューと結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保している。
その議事録はマネジメントレビュー会議記録として、文書管理規程に基づき保管される。
 - 4) 当社は中期経営計画を具体化するため、子会社の取締役に對し、毎事業年度ごとに各子会社の年間業務計画を策定させ、月度業績報告を提出させる。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を定め、周知徹底する。コンプライアンス違反行為があった場合は、就業規則に則り、「賞罰委員会」において適正に処分する。
 - 2) 内部監査部門として、客観性と公平性を確保するため、執行部門から独立した統合マネジメントシステム室を設置し、内部監査を行う。
 - 3) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として、内部通報システム運用規程に基づき、匿名で通報できることを保障するシステムを整備し運用する。
会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
 - 4) 取締役及び内部通報情報受領者は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ企業における業務の適正を確保するため、当社にグループ企業の内部統制を担当する関係会社室を設置すると共に、当社の経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を展開する。
グループ企業各社は、これを基本に自社の特性を勘案して諸規程を定める。
 - 2) 経営管理については、関係会社管理規程に基づき、目標と具体的な施策を定めた年度業務計画の策定と月度業績報告の提出を義務づけると共に、当社の経営会議で定期的に報告・決裁を行う制度により、グループ企業の経営管理を行う。

- 3) 取締役及び関係会社室長は、グループ企業において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
 - 4) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、或いはその他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部通報システムにより情報受領者経由で「内部統制委員会」へ報告される体制とする。重大性に応じて、「内部統制委員会」が担当部門と協議の上、再発防止策を策定し、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、全社的にその内容を周知徹底する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助者を置く。
 - 2) 監査役補助者は業務執行部門からの独立性を確保すると共に、その人事異動、人事考課については監査役の事前同意を得る。
 - 3) 監査役職務を補助すべき使用人は、専任または兼任を可能とするが、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制は、四半期毎の内部統制委員会、環境管理委員会、毎月の取締役会、業績ヒヤリング会議、品質管理委員会及び毎週の経営会議の場とし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。
前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - 2) 内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
 - 3) 当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社の関係会社室長経由で、監査役に対して報告を行う。なお、当社は当社の監査役へ報告を行った当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを行わない。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 2) 内部監査部門の統合マネジメントシステム室と緊密に連携し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、内部監査部門が内部統制活動の整備・運用状況を監査し、内部統制委員会へ報告する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- 取締役並びに監査役及び従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為は行わない。
- また、不当要求等に対しては、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般に関する事項
- 当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当事業年度においても統合マネジメントシステム室が中心となり、当社及び子会社のリスク評価の確認と内部監査を実施しており、内部統制委員会において報告が行われた。内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部統制委員会が継続的にモニタリングを実施しており、モニタリングの結果、判明した課題等については必要な是正措置をとることで、より実効性のあるシステム運用に努めている。当該運用状況等については取締役会においても報告がなされている。
- ② コンプライアンスに関する事項
- 法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正をはかるため、内部通報制度として当社監査役を通報窓口とし、Eメールや郵便等による通報を可能としている。
- ③ 監査役に関する事項
- 監査役は当社グループの取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、統合マネジメントシステム室との連携、会計監査人との面談を通じ、確実に情報交換を実施している。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

② 取組みの具体的な内容

1) 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社グループでは、着実に利益を生み出し成長し続けていくために、中期経営計画の施策に基づき強靱な企業体質の構築及び成長戦略の推進を強力に進めております。これらの施策を確実に遂行することで、当社グループは中長期的な成長を確実なものとし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指します。
2. 当社は、「合理性、透明性の高い経営を実践し、企業価値を高め、社会から信頼される会社をめざす。」との経営理念に基づいて経営活動を行ない、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、2015年6月26日開催の定時株主総会により新たに社外取締役1名を追加選任いただき、社外取締役2名体制とし、ガバナンスのより一層の強化を図ってまいりました。なお、上記の社外取締役は東京証券取引所が定める独立役員要件を充たしております。また、役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動憲章」及び「従業員行動規範」等を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。また、当社は監査役会設置会社を採用しております。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

2) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）として買収防衛策を継続いたしました。

具体的には、議決権割合が25%以上となる株式の買付又は公開買付を実施しようとする大規模買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会は、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には対抗措置の発動（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等の実施）を取締役に勧告します。また、独立委員会は対抗の是非及び要否に関し、株主意識を確認することが相当であると判断した場合には、株主総会を招集し対抗措置の実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、上記に関して決議を行い、適時・適切に当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

- ③ 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主の共同利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 株主意思の反映

本プランは、2019年6月27日開催の定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期限（3年）終了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と同様であります。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,242,231	流動負債	3,418,203
現金及び預金	3,870,104	支払手形及び買掛金	92,372
受取手形及び売掛金	860,557	電子記録債権	335,830
電子記録債権	287,917	短期借入金	2,300,000
商品及び製品	900,743	リース債権	13,261
仕掛品	1,050,617	未払費用	145,680
原材料及び貯蔵品	66,030	未払法人税等	28,907
その他	214,231	賞与引当金	144,012
貸倒引当金	△7,972	その他の	358,139
固定資産	6,105,582	固定負債	1,714,356
有形固定資産	4,318,884	長期借入金	150,000
建物及び構築物	2,376,542	リース債権	39,079
機械装置及び運搬具	776,202	繰延税金負債	202,482
土地	393,935	退職給付に係る負債	646,205
リース資産	48,047	預り敷金	515,563
建設仮勘定	583,893	その他	161,026
その他の	140,263	負債合計	5,132,559
無形固定資産	44,144	純資産の部	
投資その他の資産	1,742,553	株主資本	7,251,319
投資有価証券	1,707,879	資本金	500,000
繰延税金資産	14,287	資本剰余金	44,762
その他	20,386	利益剰余金	6,936,372
資産合計	13,347,813	自己株式	△229,815
		その他の包括利益累計額	941,831
		その他有価証券評価差額金	921,662
		為替換算調整勘定	△38,883
		退職給付に係る調整累計額	59,052
		非支配株主持分	22,103
		純資産合計	8,215,253
		負債・純資産合計	13,347,813

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,895,873
売上原価		4,356,962
売上総利益		1,538,911
販売費及び一般管理費		1,314,861
営業利益		224,050
営業外収益		
受取利息	15,529	
受取配当金	33,550	
技術指導料	10,915	
補助金収入	11,352	
為替差益	70,741	
その他	15,091	157,180
営業外費用		
支払利息	30,810	
その他	0	30,810
経常利益		350,419
特別利益		
固定資産売却益	1,255	
投資有価証券売却益	100,237	101,493
特別損失		
固定資産除売却損失	60	
減損損失	154,661	154,721
税金等調整前当期純利益		297,191
法人税、住民税及び事業税	102,325	
法人税等調整額	△32,491	
過年度法人税等	△17,981	51,853
当期純利益		245,338
非支配株主に帰属する当期純利益		△11,638
親会社株主に帰属する当期純利益		256,977

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	500,000	44,762	6,844,872	△253,426	7,136,208
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	-	-	△160,876	-	△160,876
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	256,977	-	256,977
自己株式の処分	-	-	△4,600	23,610	19,010
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	-	-	-	-	-
当連結会計年度変動額合計	-	-	91,500	23,610	115,110
当連結会計年度末残高	500,000	44,762	6,936,372	△229,815	7,251,319

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有価証券 評価差額	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 累 計 額 に 関 連 する 額	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	436,031	△42,553	△34,811	358,666	35,667	7,530,541
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△160,876
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	256,977
自己株式の処分	-	-	-	-	-	19,010
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	485,630	3,669	93,864	583,164	△13,564	569,600
当連結会計年度変動額合計	485,630	3,669	93,864	583,164	△13,564	684,711
当連結会計年度末残高	921,662	△38,883	59,052	941,831	22,103	8,215,253

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 8社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 瀋陽日新気化器有限公司
NIKKI AMERICA,INC.
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS,LLC
田島精密工業株式会社
ニッキ・テクノ株式会社
株式会社ニッキ ソルテック サービス
NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITED
NIKKI (THAILAND) CO.,LTD. |

(2) 主要な非連結子会社の名称

- | | |
|----------------|--|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | NIKKI KOREA CO.,LTD. |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、同社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

- | | |
|-----------------------|--|
| ・主要な会社の名称
(非連結子会社) | NIKKI KOREA CO.,LTD. |
| (関連会社) | 泰華化油器股份有限公司
SRM NIKKI AUTO SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED |
| ・持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

瀋陽日新気化器有限公司、NIKKI AMERICA, INC.、NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC及びNIKKI (THAILAND) CO., LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物及び賃貸用資産に係る建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりです。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	1～15年
その他	1～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上することとしております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

1. 連結損益計算書

「技術指導致料」は、従来、営業外収入の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増した為、当期より区分掲記しております。なお、前期の「技術指導致料」は5,021千円であります。

2. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 株式会社ニッキにおける繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額）196,818千円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、204,031千円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは来期以降の経営計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる来期経営計画における主要な仮定は、顧客の生産計画等に基づく販売予測単価及び販売予測数量であります。なお、新型コロナウイルス感染症については、現時点において影響は限定的であるものと判断しております。

③翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売予測単価及び販売予測数量は、見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物及び構築物	37,248千円
	土地	118,411千円
	合計	155,659千円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	1,990,000千円
	長期借入金	150,000千円
	合計	2,140,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,225,138千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社の本社厚木工場の建替え・移設を決議したことに伴い、現本社厚木工場の将来使用見込みがなくなったことから、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：千円)

用途	場所	種類	減損損失
本社厚木工場	神奈川県厚木市	建物および構築物	154,661
合計			154,661

資産のグルーピングは管理会計上の区分を考慮して決定しております。また処分が決定された資産、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しております。

また、回収可能額は正味売却価額又は使用価値により測定しておりますが、売却や転用が困難な資産については帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

2,000千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	160,876	85	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月29日開催の第130期定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 104,646千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 55円
- ④基準日 2021年3月31日
- ⑤効力発生日 2021年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場会社については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。また、デリバティブ取引の執行、管理につきましては、取引権限を定めた社内規程に基づき行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	3,870,104	3,870,104	—
(2) 受取手形及び売掛金	860,557	860,557	—
(3) 電子記録債権	287,917	287,917	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,596,808	1,596,808	—
(5) 支払手形及び買掛金	(92,372)	(92,372)	—
(6) 電子記録債務	(335,830)	(335,830)	—
(7) 短期借入金	(2,300,000)	(2,300,000)	—
(8) リース債務 (*2)	(52,340)	(55,750)	3,410
(9) 長期借入金 (*2)	(150,000)	(150,335)	335

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) リース債務及び長期借入金には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

取引所の価格によって時価を算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更新される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額111,070千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4)投資有価証券のその他有価証券に含めておりません。

(注3) 預り敷金（連結貸借対照表計上額515,563千円）は、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、開示対象より除いております。

(賃貸等不動産の状況に関する事項)

当社では、東京都品川区及び神奈川県厚木市において、賃貸等不動産を所有し、不動産賃貸事業を行っております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、418,205千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
2,069,829	△55,200	2,014,628	7,792,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち主な増加額は、東京都品川区の賃貸等不動産の附属設備の更新投資（22,696千円）であり、主な減少額は減価償却費（73,417千円）であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	4,306円15銭
1株当たり当期純利益	135円27銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,936,281	流動負債	3,744,077
現金及び預金	2,398,804	支払手形	42,020
電子記録債権	281,816	電子記録債	335,830
掛金	2,108,592	買短期借入金	475,456
商品及び製品	215,410	一入債	2,300,000
仕掛品	598,197	未払	1,418
原材料及び貯蔵品	58,555	未払費用	44,623
前払費用	18,158	未払法人税等	105,957
未収入金	263,917	前受り金	19,802
その他	3,508	預賞与引当金	48,295
貸倒引当金	△10,680	設備関係支払手形	8,027
固定資産	6,981,217	設備関係電子記録債	131,945
有形固定資産	3,461,426	固定負債	1,733,994
建物	2,129,721	長期借入金	150,000
構築物	13,577	延税金負債	196,818
機械及び装置	376,141	退職給付引当金	719,111
車両運搬具	1,432	長期未払金	152,500
工具、器具及び備品	119,629	預り敷	515,563
土地	250,962	負債合計	5,478,071
リース資産	0	純資産の部	
建設仮勘定	569,960	株主資本	6,517,765
無形固定資産	7,328	資本	500,000
ソフトウェア	4,427	資本剰余金	26,902
リース資産	1,124	資本準備金	26,902
電話加入権	1,776	利益剰余金	6,220,679
投資その他の資産	3,512,463	利益準備金	125,000
投資有価証券	1,615,462	その他利益剰余金	6,095,679
関係会社株	1,469,431	退職手当積立金	6,800
関係会社出資	423,736	別途積立金	984,194
その他	3,832	繰越利益剰余金	5,104,685
資産合計	12,917,499	自己株式	△229,815
		評価・換算差額等	921,662
		その他有価証券評価差額金	921,662
		純資産合計	7,439,427
		負債・純資産合計	12,917,499

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,525,645
売 上 原 価		4,485,566
売 上 総 利 益		1,040,078
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		922,276
営 業 利 益		117,802
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	60	
受 取 配 当 金	39,622	
技 術 指 導 料	32,377	
雑 収 入	10,072	
為 替 差 益	73,776	155,909
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,991	25,991
経 常 利 益		247,719
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	100,237	100,237
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
減 損 損 失	154,661	154,661
税 引 前 当 期 純 利 益		193,296
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	66,926	
法 人 税 等 調 整 額	△41,383	
過 年 度 法 人 税 等	△17,981	7,562
当 期 純 利 益		185,734

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					退職手当 積立金	別 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	984,194	5,084,427	6,200,421	△253,426	6,473,898
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△160,876	△160,876	-	△160,876
当期純利益	-	-	-	-	-	-	185,734	185,734	-	185,734
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△4,600	△4,600	23,610	19,010
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	20,257	20,257	23,610	43,867
当期末残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	984,194	5,104,685	6,220,679	△229,815	6,517,765

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	436,031	436,031	6,909,929
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△160,876
当期純利益	-	-	185,734
自己株式の処分	-	-	19,010
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	485,630	485,630	485,630
当期変動額合計	485,630	485,630	529,498
当期末残高	921,662	921,662	7,439,427

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物及び賃貸用資産に係る建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりです。

建 物	3～60年
構築物	7～40年
機械及び装置	2～12年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込みに基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額）196,818千円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、204,031千円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは来期以降の経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる来期経営計画における主要な仮定は、顧客の生産計画等に基づく販売予測単価及び販売予測数量であります。なお、新型コロナウイルス感染症については、現時点において影響は限定的であるものと判断しております。

③翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売予測単価及び販売予測数量は、見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建 物	37,248千円
	土 地	118,411千円
	合 計	155,659千円
② 担保に係る債務	短期借入金	1,990,000千円
	長期借入金	150,000千円
	合 計	2,140,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,797,363千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	1,765,894千円
② 短期金銭債務	287,734千円

3. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

① 売上高	2,107,293千円
② 仕入高	1,212,894千円
③ 営業取引以外の取引高	88,061千円

(2)減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社の本社厚木工場の建替え・移設を決議したことに伴い、現本社厚木工場の将来使用見込みがなくなったことから、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：千円)

用途	場所	種類	減損損失
本社厚木工場	神奈川県厚木市	建物および構築物	154,661
合計			154,661

資産のグルーピングは管理会計上の区分を考慮して決定しております。また処分が決定された資産、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の資産ごとに減損の可否を判定しております。

また、回収可能額は正味売却価額又は使用価値により測定しておりますが、売却や転用が困難な資産については帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

97千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	39,992
退職給付引当金	217,962
長期未払金	46,222
譲渡制限付株式報酬	14,358
貸倒引当金	3,237
たな卸資産評価損	52,579
関係会社株式評価損	19,213
未払費用	14,025
減損損失	45,233
その他	7,880
繰延税金資産小計	460,706
評価性引当額	△256,675
繰延税金資産合計	204,031
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△400,850
繰延税金負債合計	△400,850
繰延税金資産（負債）の純額	△196,818

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	NIKKI AMERICA, INC.	米国 ウィスコンシン州	4,300 千米ドル	汎用機器事業	所有直接 100%	当社汎用機器の販売	汎用機器の製品売上(注)1	1,060,669	売掛金	566,753
子会社	NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	米国 アラバマ州	6,230 千米ドル	汎用機器事業	所有間接 70%	当社汎用機器の製造、販売	汎用機器の部品売上(注)1 技術指導料収入等(注)2	913,085 15,047	売掛金 未収入金	979,688 10,274
子会社	瀋陽日新気化器有限公司	中国 瀋陽市	3,000 千米ドル	ガス機器及び汎用機器事業	所有直接 100%	当社ガス機器及び汎用機器の製造・販売	ガス機器及び汎用機器の部品購入(注)2	954,274	買掛金	148,177

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 販売価格については市場情勢を勘案して、当社が希望価格を提示し価格交渉のうえ決定しております。

(注) 2 一般の市場価格等を勘案して決定しております。

なお、取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3,910円01銭

1株当たり当期純利益

97円77銭

株主関連資料

1. 株主総会

2020年6月29日レンブラントホテル海老名において第129期定時株主総会を開催し、下記の事項が報告及び決議されました。

記

- 報告事項**
1. 第129期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第129期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は当社普通株式1株につき85円と決定いたしました。

第2号議案

取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役には和田孝、田中宣夫、守屋元治、尾見雅明、遠藤健一、松村隆の各氏が再選され、それぞれ重任し、新たに五十嵐清孝、篠田憲明の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案

監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役には染野光宏氏が再選され重任し、新たに西中新一氏が選任され就任いたしました。

2. 登記事項

次の件について2020年7月7日に登記を完了しました。

- (1) 和田孝、田中宣夫、守屋元治、尾見雅明、遠藤健一、五十嵐清孝、松村隆、篠田憲明の各氏が取締役に就任（2020年6月29日付）した件
- (2) 和田孝氏が代表取締役に就任（2020年6月29日付）した件

3. 株式

- (1) 株式移動状況

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	前 期 末	当 期 末	前 期 末 比 増 減
株 主 数	1,009名	968名	41名減少
(うち単元株主数)	(765名)	(716名)	(49名減少)

- (2) 株式の所有分布状況（2021年3月31日現在）

株主数(968名)

個人 866名 89%	法人 77名 8%	→ その他 25名 3%
-------------	-----------	--------------

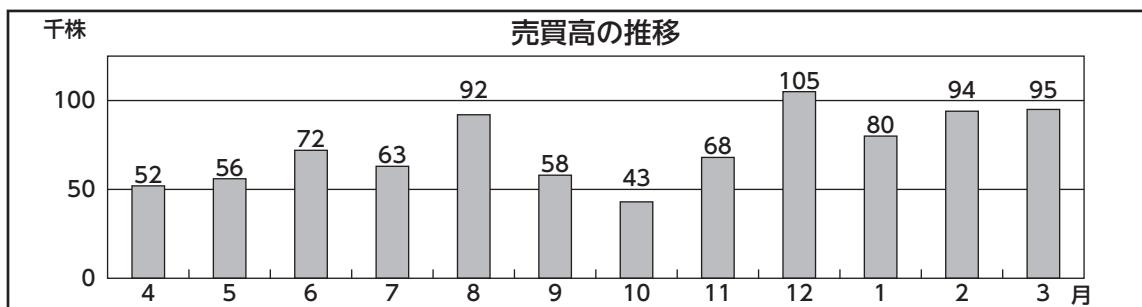
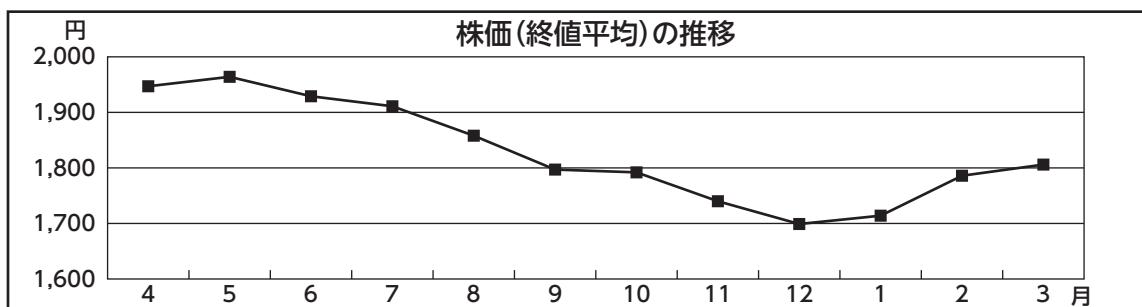
株式数(2,000,000株)

個人 507千株 25%	法人 526千株 26%	その他 967千株 49%
--------------	--------------	---------------

(3) 株価及び売買高（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

<株東証株式売買高資料より>

月	高 値	日	安 値	日	終値平均	売買高
4	2,072 円	7	1,850 円	2	1,947 円	52 千株
5	2,011	29	1,872	1	1,964	56
6	1,990	17	1,800	30	1,929	72
7	1,978	20	1,859	2	1,911	63
8	1,952	4	1,780	31	1,858	92
9	1,833	10	1,777	17	1,797	58
10	1,842	26	1,760	22	1,792	43
11	1,800	5	1,700	24	1,740	68
12	1,740	18	1,672	24	1,699	105
1	1,768	22	1,675	8	1,714	80
2	1,837	9	1,738	2	1,786	94
3	1,860	29	1,742	4	1,806	95
	最高値 2,072 円	4月7日	最安値 1,672 円	12月24日	—	—
					1,829	878



以 上

株 主 メ モ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
剰余金の配当の基準日 期末配当金 毎年3月31日
中間配当金 毎年9月30日
定時株主総会 毎年6月開催
公告方法 電子公告 (<http://www.nikkinet.co.jp/>)
ただし、電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載
する方法といたします。
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
郵便物送付先 東京証券代行株式会社 事務センター
(連絡先) 〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
☎ 0120-49-7009
取次事務につきましては、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国
各支店で行っております。

<住所変更・単元未満株式買取等のお申出先について>

お取引口座のある証券会社にお申し出ください。ただし、特別口座に記録された株式に係る
各種手続につきましては、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出
ください。

<未払配当金のお支払について>

株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

Nikki 株式会社 **ニッキ**
NIKKI CO., LTD.

事業所

本社・厚木工場 〒243-0801 神奈川県厚木市上依知3029番地 ☎(046)285-0227
シカゴ出張所 9616 S.Franklin Drive Franklin, Wisconsin 53132 ☎+1-(414)448-0094
U.S.A.

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。